

令和7年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	令和7年 9月 9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年 9月12日 午前10時00分
	延 会	令和7年 9月12日 午後3時48分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	三浦克宏	教育長	滝川敦善
副町長	石塚徹	教委管理課長	諸井公
総務課長	布施英治	教委指導室長	藏光貴弘
総合政策課長	平下哲也	教委生涯 学習課長	車塚洋
危機対策室長	四戸岸毅		
税務課長	本間直人	監査委員	黒田庄司
町民課長	渡部貴志	監査事務局長	川越一寿
保健福祉課長	早川知記	農委事務局長	江上圭
環境林務課長	鈴木康史		
水産農政課長	石崎辰也		
観光商工課長	田崎清克		
建設課長	堀部誠		
病院事務長	星川雅美		
水道課長	高瀬順一		
会計管理者	久保田湖子		

1. 会議録署名議員

9番	桂川実		
10番	堀守		

1. 会期

9月9日から9月12日までの4日間（休会日1日）

## 令和7年厚岸町議会第3回定例会議事日程

令和7年9月12日  
午前10時 開 議

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	認 定 第 1 号	令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 2 号	令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 3 号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 4 号	令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 5 号	令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 6 号	令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 7 号	令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認 定 第 8 号	令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の認定について
	認 定 第 9 号	令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
3	報 告 第 10 号	令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について
4	議 案 第 91 号	令和6年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
5	意見書案第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
6		各委員会閉会中の継続調査申出書

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和7年9月12日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、桂川議員、10番、堀議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 令和6年度各会計決算審査特別委員会開催のため本会議を休憩いたします。

午前10時00分休憩

午後2時56分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

日程第2、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和6年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

●委員長（竹田議員） 令和6年度各会計決算審査特別委員会に付託された認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決

しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決

算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第5号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第6号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第7号 令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和6年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 次に、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（大野議員） 日程第3、報告第10号 令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました、報告第10号「令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページをお開き願います。

令和6年度厚岸町一般会計等における(1)健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字でありますので比率なしであります。②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので比率なしであります。③実質公債比率10.1%、④将来負担比率60.1%であります。

当町に適用される早期健全化基準は右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、令和6年度厚岸町公営企業会計における(2)資金不足比率であります。いずれの会計も資金不足はございませんので比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は右覧のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきましては、お手元に配付しております報告第10号説明資料により、ご説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字額について標準財政規模に対する割合で占める比率であります。表の上段右側、太枠で囲っているところですが、比率はマイナス7.07%、この表記につきましては、実質収支が黒字のためマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計の実質赤字額と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足、剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下下段のとおり、マイナス11.82%、この表記につきましても、収支が赤字でなく黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので比率なしとなります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、ご参照願います。

2ページをお開きください。

実質公債比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計と公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、本年度の比率は10.1%で、前年度との比較では0.9ポイントの減少であります。

3ページをご覧ください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には、各項目ごとの金額を記載し下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は60.1%で、前年度との比較では19.3ポイントの減少であります。

4 ページをお開きください。

参考として、基準財政需要額算入見込み額から次年度繰越分を除いた場合の試算での将来負担比率は73.5%であります。内容をご説明いたします。

中段にあります⑫基準財政需要額算入見込み額をご覧ください。107億1,420万4,000円となっております。

続いて、3 ページの中段にあります⑫同じ段になりますが、基準財政需要額算入見込み額をご覧ください。こちらは、113億2,924万4,000円となっております。

先ほどの数字と比較しますと、6億1,504万円増となっております。これは、その下の計算式の充当可能財源等Bの中に含まれ、計算式の分子を差し引く部分に当たり、比率の水準を下げる部分となります。この差額は何かと言いますと、大半は昨年度から事業が開始された防災交流センター整備事業の地方債の財源となります。令和6年度から令和7年度へ逡次繰越しした財源の地方債と、繰越明許費として令和6年度から令和7年度に繰越した事業が7事業あり、その3事業が地方債を財源としており、今後その地方債の償還が始まり、地方債の財源が交付税措置された場合の将来の財源見込みの予定額となります。これは、将来負担率を計算するにあたって、①の地方債現在高においては、定時繰越しと繰り越し明許に係る地方債については、まだ借入れをしていないため残高に含まれない一方、既に借入れの同意を得ているものについては、先ほどの⑫の基準財政需要額算入見込み額に含めることとなっております、この差が生じ、率にも差が生じております。

なお、この算定に当たり比率の差が大きいことから、北海道を通じ総務省に照会を行ったところ、3 ページにあります将来負担比率60.1%の計算方法で問題ないか確認したところ、この計算方法で提出するよう指示がありましたことを申し添えます。

5 ページをご覧ください。

参考として、備荒資金超過納付額を算定に含めた場合の将来負担率は35.5%であります。こちらは、3 ページでお話しした将来負担比率60.1%における備荒資金超過納付金を算定に含めた場合の比率となります。

6 ページをご覧ください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模に対する割合で示す比率であります。この比率対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。水道事業会計マイナス63.5%、このマイナス表記は資金不足額ではなく資金剰余額の割合であります。次に、下水道事業会計はマイナス26.9%、同じく資金不足額はなく資金剰余額の割合であります。次に、病院業会計はマイナス6.2%、同じく資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。次に、簡易水道事業及び下水道事業特別会計であります。収支ゼロのため比率はゼロ%であります。四つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第10号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第10号「令和6年度厚岸町の一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について」、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査いたしました結果につきましては、お手元に配付をさせていただきました別紙意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、これらの4項目とも、算出した比率数値は正確であり、算出根拠及びそれらを算出した方法も、検証の結果、間違いなく適正であるものと認められたところでございます。

なお、4項目とも比率数値は早期健全化基準以下となっております。また、水道、下水道、病院の3事業会計及び簡易水道事業特別会計における資金不足比率につきましても適正であり、基準内にありまして、現段階におきましては数値上は問題ないものと判断したところでございます。

よって、当年度の厚岸町におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類につきましても、いずれも適正であり、誤りがないものと認められたことを申し上げます、監査報告とさせていただきます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員 はじめに、実質赤字比率でお尋ねいたします。

マイナスの数字が大きいほうがよいという判断に至っているのですが、令和5年よりも、この資料を見ますと5.36ポイント悪化しております。この要因について説明をしてください。

次に、連結実質赤字比率です。これも前年比4.44ポイント下がっております。この要因についても説明をしてください。

さらに、実質公債比率0.9ポイント改善しております。通常、私は下がるのかなと思っていたのですが、なぜなのか説明をしてください。

将来負担比率です。提案説明で、令和6年に防災交流センターの債務が発生するので、私は提案説明を聞いて令和6年に防災交流センターの債務が発生するので増加すると判断していたのですが、19.3ポイント改善しております。報告の中で説明がありましたが、このいただいた資料に基づいて再度詳しく説明をしていただきたい。

- 議長（大野議員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

まず、実質赤字比率の悪化の要因については説明資料でご説明させていただきます。

1ページの実質赤字比率のところをご覧くださいと思います。そちらの右側に実質

収支という欄がございます。こちらのAのところの金額が本年度は3億9,800万円、前年が6億8,700万円でありましたので、この差が2億8,900万円ありまして、昨年度と比較して黒字が少なくなりましたので、5.36ポイント数字が下がったということになります。

それから、連結実質赤字比率についてですが、こちらにも説明資料を見ていただきたいと思えます。右下の11.82%になっていますが、これは一般会計、特別会計、それから企業会計の厚岸町全体での比率となりますが、全ての剰余額を合計しますと、AからIの合計というところのJの欄です。こちらが6億6,600万円の資金剰余となっております。昨年は8億9,900万円でしたので、差額が2億3,300万円となっております。さきほどご説明したとおり、一般会計での実質収支の額が昨年よりも下がっておりますので、その影響が大きく、こちらにも比率が下がっているといった状況となっております。

さらに実質公債比率についてですが、こちらは説明資料の2ページをご覧くださいければと思います。こちらは実質公債比率は、一般会計が負担しなければならない実質的な借入れの返還金の大きさを、標準財政規模に対する割合で表した比率となり、単年ごとに計算しましてその3か年平均を算出したものであります。今年度の比率が、右下の10.1の左下にありますが、8.4%と低くなっております。こちらは、左上の1番の①の欄、元利償還金の額が令和6年度の数字が3年間の中でも低くなっていることがお分かりいただけるかと思えます。これは昨年と比較しますと大きく下がっている主な理由として、学校給食センターの償還が昨年で終わりました。4,000万円ほどございましたが終わりましたので、今年はないので、その部分が減ったことで比率を下げていたところでございます。

将来負担比率についてであります。3ページをご覧くださいまして、最初の説明と繰り返しになりますが、ちょっと分かりにくかったかなという部分もございまして、再度ご説明いたします。

3ページの中段にあります12番、基準財政需要額算入見込み額が113億2,900万円となっております。続いて、先ほどもお話しさせていただいた12番の同じところの欄です。こちらが107億1,400万円となっており、6億1,500万円の差があります。これは、令和6年度から令和7年度へ繰越した防災交流センターの逡次繰越しした地方債の9億4,560万円と、繰越明許として繰越した事業。こちらが3事業ございましたので、その合計額が6,580万円ございました。その合計が10億1,140万円となります。その約10億円の地方債に対する財源、これが償還の際に交付税措置される場合の財源見込額が、先ほど差額となっております6億1,500万円となります。ですので、3ページの欄を見ていただきますと、①の地方債の残高にはさきほど申し上げました地方債の額が含まれておりませんが、12番は将来の交付税措置がされる見込み額が入っているという場合で、率を下げることとなりますので60.1%。4ページは、①も②にもどちらにも数字が入ってございませんので、73.5%となっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 まず、実質公債比率でお尋ねいたします。防災交流センターの約10億円は、

令和7年度に計上されるということでございますから、令和6年度の実質公債比率はアップしないで、一時的に給食センターの償還がなくなったということで改善されたという理解をさせていただきます。

実質公債比率なのですけれども、その年の返済額を基調としてここに示すことが基本となっているので、防災交流センターの分は3ページ、4ページにそれぞれ記載されているのですが、この判断が実質公債比率、3ページの方では防災交流センターの分は入っていないよと、その数字が60.1%だと理解をさせていただきました。

一方、4ページのほうなのですが、今度は総務省のルールどおりに行くと60.1%で例年以上に改善されたようにはなっていますけれども、実質、今回防災交流センター事業をやっています。4ページでは、本来、総務省ではいいと言っているのだけれども、受けるほうでは、返せる財源のほうは、こっちの4ページのほうでは含まれてみている。そうすると73.5%に跳ね上がってしまう。こういう理解に立ったのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 議員のおっしゃられるとおりでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 将来負担比率でお尋ねをさせていただきます。

先日、2番、室崎議員が一般質問で、実質公債比率と将来負担比率について質問をされました。この時、将来負担比率の町の目標数値を定めてはいかがかと。年次目標を設定すべきとのご意見でございました。私も同じ思いで聞いておりました。また、昨日の報道で北見市の将来負担比率が153.5%に至った、北海道一位になったと報道がありました。

私は、厚岸町も厳しい状況にあると判断をしております。厚岸町の将来負担比率60.1%、さらに防災交流センターの持続分が加算となります。この状況を踏まえ、どのように町は現状の数値を評価されているのでしょうか。また、今後どうされるのか説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

先ほどお話しさせていただきましたとおり、令和6年度の将来負担比率につきましては60.1%と、前年度よりもよくなるという報告はさせていただきましたが、4ページにありますとおり、令和7年度の収支状況にもよりますが、令和7年度の将来負担比率は上昇されるだろう、厳しい比率になるだろうということが想定されます。

今後については、一般質問の2番、室崎議員の質問でもお答えしている部分と重複しますが、実質公債比率につきましては、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、地方債の発行許可団体の基準となる18%未満。将来負担比率としては、そこから試算し

た概算値のおよそ130%台を許容範囲の上限として、当面は第6期厚岸町総合計画後期行動計画に掲げた、令和11年度の目標値である実質公債比率15%台、将来負担比率については110%台の範囲で事業を進めてまいりたいと考えております。この将来負担比率が100%を超えますと標準財政規模を上回る負担となりますので、何とか100%を超えないよう努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第91号 令和6年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第91号「令和6年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお開き願います。

この提案は、令和6年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、処分の内容についてであります。令和6年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金9,290万5,706円のうち、人口減少などにより給水収益が減少している中、公債費の借入れを抑制を図るため、800万円を減債積立金に積立て、2,000万円を建設改良積立金に積立て、3,308万5,926円を資本金に組入れ、残余の3,181万9,780円を収益的収支に不足が生じた場合、あるいは災害や突発的な施設修理など緊急的な対応が必要となった場合に備え、繰り越すものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
  
- 議長（大野議員） ここで日程5に入る前に、意見書案第2号に字句の訂正がありますのでこれを許したいと思えます。  
説明は議会事務局長よりお願いします。
  
- 議会事務局長（亀井局長） 貴重な時間をお取りいただきまして、申し訳ございません。  
意見書案第2号の1枚目をご覧願います。  
上から4行目の提出年月日でございますが、令和7年9月5日となっておりますが、この日にち5日を議会開会日であります9日に訂正させていただきたく、よろしく願い申し上げます。  
以後、このような間違いを来さぬよう気を付け、充分注意をしておりますので、よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
  
- 議長（大野議員） 以上で字句の訂正を終わります。  
日程第5、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
  
- 議事係長（神係長） 意見書案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」。  
上記議案を次のとおり提出する。  
令和7年9月9日。  
提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。  
賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一。同じく、室崎正之。同じく、金子勇。同じく、堀守。  
国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。  
北海道は豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と、豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。  
しかしながら、北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設

の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、北海道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である北海道では安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格、人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築。暫定二車線区間の四車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること。

4、令和7年度より補送・補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬季における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設・避難路などの整備及び津波対策緊急事業について必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長大野利春。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

●議長（大野議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について提案の理由をさせていただきます。

ただいま事務局が読んでいただいたとおりではありますが、ポテンシャルとミッシングリンクの説明をさせていただきます。このポテンシャルとミッシングリンクについて、日本語に解釈して文字化すると相当長い文章になるため、ポテンシャルとミッシングリンクという横文字を使って表記したものというふうに解釈していただきたいと思えます。

ポテンシャルというのは物理学上で、その力学の概念という意味で潜在能力、現状を図ることのできない未知の能力という意味です。つまり、ここの文面で解釈するようになると、自然や文化を生かした魅力的質の高い観光資源といった数多くの潜在能力、現状を図ることのできない未知の能力という、広大な有を捨てるという意味に捉えていただきたいと思えます。

また、高規格道路におけるミッシングリンクという意味は、不完全であり完成していないという意味であります。例えば、アニメーションの映画のタイトル文面を明確することによって文章が長くなったり、具体的な意味を理解することのように解釈するまで、とてつもない言葉が長く続くといった意味を解釈すると、この高規格道路の未完成であるので完成に近づけていくという意味を捉えて、この文章を理解していただきたいと思えます。

以上を踏まえて、議員各位のご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（大野議員） 日程第6、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委

員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決しました。

- 議長（大野議員） ここで、石塚副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

- 副町長（石塚副町長） 議会終了にあたり、発言の機会をお与えいただきましたこと、誠にありがとうございます。

私は、今月16日の任期満了をもって、副町長を退任することになりました。昭和62年に役場奉職以来、38年5か月の間、人に恵まれ、様々なまちづくり施策に携わらせていただきました。令和3年9月17日に副町長に選任いただいてからは、1期4年の短い期間ではありましたが、若狭町政6期目の下、その任に当たらせていただき、私にとって大きな存在であります諸先輩が築き上げてこられた厚岸町のまちづくりを私なりに何よりも優先し、精神誠意を務めさせていただいたつもりであります。

また、同時に行政課題は尽きることなく、自分の力不足を感じたところでもあります。大野議長をはじめとする議員の皆様には、厳しくも温かい御指導御教授を賜り、これまで行っていくことができましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

職員の皆様には、その思いから厳しい言葉で努力を強いたこともあったと思っておりますし、的確な指示・判断・助言ができなかったこと申し訳なく思う部分もありますが、皆さんと一緒にまちづくりに参画できましたことは、私にとってこの上なく光栄なことであり、一番の誇りであります。

厚岸町は、これからも大きな課題に立ち向かい、難局を乗り越えていかなければなりません。皆様には健康に十分ご留意をいただき、自らの努力を継続し、ますます活躍していただくことを願っております。

最後になりますが、これまでご指導ご支援いただきました多くの町民の皆様、議会議員の皆様、諸先輩方、職員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、厚岸町の限りない発展と皆様のご健勝、ご多幸を記念申し上げ、粗辞でその意を尽くせませんが、退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

- 議長（大野議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、令和7年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時48分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年9月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員